

令和6年度成長産業等企業育成事業 募集要領

1 趣旨

この要領は、市内で製造業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の優れた技術の強みを生かして半導体産業等の成長分野における新たな販路を開拓するため、当該中小企業者に対し伴走型で受注の機会を提供し、さらに、これまでの企業単独での販路開拓に加えて、企業間でのネットワークによる連携受注体制の構築により、更なる利益の増加につなげ、もって地域経済を活性化することを目的とした「成長産業等企業育成事業（以下「本事業」という。）」に係る支援対象者の募集について、必要な事項を定めます。

2 スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 申請受付期間 | 令和6年5月29日（水）から
令和6年6月28日（金）まで〈必着〉 |
| (2) 質問受付期間 | 令和6年5月29日（水）から
令和6年6月21日（金）まで |
| (3) 書面審査の実施 | 令和6年7月 5日（金）から
令和6年7月19日（金）まで |
| (4) 選定の結果通知 | 令和6年7月26日（金）〈予定〉 |

※本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ・横展開型）の対象として国に採択されたもので、その計画期間は、令和6年度から令和8年度までです。

3 支援対象者

半導体産業等の成長分野への新たな販路開拓を目指す、下関市内に本店又は主たる事業所を有する製造業を営む中小企業者が申請の対象です。すでに半導体産業に係る販路（直近3期連続で半分以上を占める売上高）がある場合は、申請の対象外となります。

なお、外部有識者等で構成される成長産業等企業育成事業審査委員会の委員による書面審査の結果を受け、市長が支援対象者を選定します。令和6年度は、支援対象者を5者選定する予定です。詳細は「7 審査」でご確認ください。

4 支援内容

市は、半導体産業等への販路開拓のノウハウ及び実績を持つ公益財団法人やまぐち産業振興財団とともに次の支援を行います。なお、本事業は、市が支援対象者に対して補助金を交付する事業ではありませんのでご注意ください。

(1) 新規取引先獲得及び情報収集のための展示会への出展支援

半導体産業等への新規取引先獲得や情報収集のための展示会への出展を支援します。ただし、市は小間料及び小間装飾料を支援しますが、その他経費は自己負担となります。

(2) 事業計画策定（進捗管理を含む。）の支援

支援対象者が半導体産業等への販路開拓を達成するために必要な事業計画（設備投資計画や営業計画等）の策定支援を行うとともに、必要な助言及び計画に対する進捗管理を行います。

(3) 個別商談の実施支援

支援対象者が「（1）新規取引先獲得及び情報収集のための展示会への出展支援」において名刺交換等で関係を持った事業者を含め、個別商談の機会を1支援対象者1年度当たり1回以上創出します。

(4) 個別商談実施のための事前打合せ

支援対象者が個別商談を行う場合は、事前に個別商談の進め方について打合せを行います。

(5) P R 資料作成支援

支援対象者が展示会や個別商談を円滑に行うためのP R 資料の作成を支援します。

(6) 個別商談時の同行及びフォローアップ等

支援対象者の個別商談に同行し、個別商談が円滑に実施できるよう補助するとともに、個別商談後のフォローアップ等、新規取引先獲得のために必要な支援を行います。なお、個別商談への同行は、1支援対象者1年度当たり3回程度とします。

※これらの支援は継続して受けることができますものとします。

5 申請の制限

申請は、1事業者につき1回に限るものとします。

6 申請方法

(1) 提出書類

支援を受けようとする方は、成長産業等企業育成事業支援申請書（様式第1号）

に次の書類を添えて、提出してください。

ア 直近3期の決算書類の写し（決算報告書の表紙、貸借対照表及び損益計算書）

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 提出期限

令和6年6月28日（金）（必着）

(3) 提出部数

正本1部

(4) 提出先・問合せ

事務局（「13 事務局」のとおり）

(5) 提出方法

持参、メール又は郵送。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の配達記録が確認できる方法で行ってください。また、メールの場合は、申請受付後、市から受付メールを送信しますので、もし数日経っても受付メールが届かないときは必ず事務局にご連絡ください。

7 審査

(1) 審査方法

提出された書類等に基づき、書面審査を実施し、成長産業等企業育成事業審査委員会に意見を求め、市長が支援対象者の選定を行います。書面審査・質疑応答については、次のことに留意してください。

ア 申請後、委員から質問の受付を行いますので、回答をお願いします。なお、当該質問に対する回答は、全ての委員に開示します。

イ 「直近3期決算及び事業実施体制（効果的な営業体制、生産開発体制等）」、「自社技術の競争優位性（長所）」、「半導体産業等への販路開拓における意思」、「企業成長の可能性」、「市内経済に期待される効果」の項目により審査します。

※詳細については、別添「審査基準表」を参照してください。

ウ 委員1人当たり100点満点で審査します。

エ 総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員のうち1人でも50点未満を付した場合は、市長は、その申請者については支援対象者として選定しません。

オ 総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員の平均点が60点未満だった場合は、市長は、その申請者について支援対象者として選定しません。

カ 総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員の平均点の高い申請者から順に5者以内で、市長が支援対象者を選定します。

キ 審査の結果、総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員の平均点で同点の申請者が複数ある場合は、次の「審査基準優先順位設定表」により、総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員の優先順位第1位の項目の点数を合計し、その合計点を比較して上位の申請者から市長が支援対象者として選定していきます。ただし、第1位の項目が同点であった場合には、第2位の項目の最高点と最低点を付した委員を除いた委員の点数を比較します。以下、第5位の項目まで順に最高点と最低点を付した委員を除いた委員の合計点を比較し、上位の申請者から市長が支援対象者として選定していきます。第5位の項目の最高点と最低点を付した委員を除いた委員の合計点が同点であった場合には、各委員の意見を踏まえ委員長が順位を決し、市長が支援対象者を選定していきます。

＜審査基準優先順位設定表＞

優先順位	項 目
第1位	(2)「自社技術の競争優位性（長所）」
第2位	(3) 半導体産業等への販路開拓における意思
第3位	(1)「直近3期決算及び事業実施体制（効果的な営業体制、生産開発体制等）」
第4位	(5)「市内経済に期待される効果」
第5位	(4)「企業成長の可能性」

(2) 審査結果の通知

審査を経て、適否は、申請者全てに通知します（様式第2号又は様式第3号）。なお、審査結果及び経過に関する問合せ等については、一切応じません。

8 提出書類に関する諸注意

修正テープ等は、使用しないでください。

9 その他留意事項

- (1) 申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。
- (2) 申請書類提出後の書類の修正、変更及び追加は一切認めません。ただし、成長産業等企業育成事業審査委員会からの要請のあったものについては、この限りではありません。なお、提出された書類は、一切返却しません。

- (3) 提出された書類は、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づく公文書公開請求の対象となります。
- (4) 提出された書類等の内容は、市が必要とする範囲で公開することがあります。
- (5) 申請書類の提出後に「7 審査」を辞退する場合は、速やかに事務局へ辞退する旨を記載した書面を提出してください。
- (6) 支援対象者の都合により展示会・個別商談を欠席した場合は、キャンセル料をお支払いいただくことがあります。
- (7) 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した申請者は失格とします。
- (8) この募集要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定めます。

10 市長が支援対象者として選定した申請者について

「7 審査」を経て支援対象者としての市長が選定した申請者については、今後の手続などを別途ご連絡します。また、何らかの理由によって支援対象者の選定辞退を希望する場合は、成長産業等企業育成事業支援対象者選定辞退申請書（様式第4号）を提出してください。成長産業等企業育成事業支援対象者選定取消通知書（様式第5号）により選定の取消しを行います。また、「7 審査」を経て支援対象者となった後に、次のいずれかに該当する場合も、成長産業等企業育成事業支援対象者選定取消通知書により選定の取消しを行います。

- (1) 本事業に対し参加の意思がないと本市が判断した場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載が判明した場合
- (3) 本事業において偽りその他不正な行為を行った場合
- (4) その他本市が支援対象者とするのが不適当と認めた場合

11 支援対象者の責務

- (1) 展示会出展時の小間料及び小間装飾料は市が負担しますが、その他の経費（展示会や個別商談に係る支援対象者自身の旅費、交通費、製品輸送費など）は自己負担となります。
- (2) 支援対象者は、成長産業等企業育成事業効果報告書（様式第6号）により支援対象期間の初年度から最終年度の翌々年度まで、効果報告（成約件数や成約額の報告など）を行ってください。
- (3) 市のホームページでの企業名公表や事例紹介への協力をお願いすることがあります。

12 事務局

郵便番号 : 750-0006

所在地 : 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

下関市産業振興部産業振興課 工業係

電話番号 : 083-232-7214

ファクス : 083-235-0910

電子メール : sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※開庁時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで